

【1996年2月20日】厚生年金保険制度等の改正について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会

平成8年2月20日

社会保障制度審議会

会長 宮澤 健一 殿

大蔵大臣 久保 亘
文部大臣 奥田 幹生
厚生大臣 菅 直人
農林水産大臣 大原 一三
自治大臣 倉田 寛之

諮 問 書

厚生年金保険制度等を別添要綱のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

厚生年金保険制度等の改正案要綱

第一 改正の目的

日本たばこ産業共済組合、日本鉄道共済組合及び日本電信電話共済組合の長期給付事業を厚生年金保険に統合するとともに、日本たばこ産業共済組合及び日本鉄道共済組合の組合員期間に係る給付に要する費用の一部に充てるため年金保険者たる共済組合が拠出金を納付することを法定すること等により、被用者年金制度の長期的な安定を図ること。

第二 日本たばこ産業共済組合、日本鉄道共済組合及び日本電信電話共済組合の長期給付事業の厚生年金保険への統合

一 国家公務員等共済組合法による年金たる給付の厚生年金保険への移換

既に受給権が発生している国家公務員等共済組合法（以下「国共済法」という。）による年金たる給付は、厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとする。

二 費用負担

1 積立金の移換

第三の二の1により引き続き存続するものとされた日本たばこ産業共済組合、日本

鉄道共済組合及び日本電信電話共済組合（以下「存続組合」という。）は、厚生年金保険の管掌者たる政府に対して、政令で定めるところにより算定した額の積立金を納付するものとする。

2 職域部分等に係る費用の納付

存続組合は、厚生年金保険の管掌者たる政府に対して、職域部分及び恩給公務員期間等に係る部分の給付に要する額を毎年度納付するものとする。

3 日本たばこ産業株式会社及び旅客鉄道会社等の適用事業所に使用される者に係る保険料率の特例

日本たばこ産業株式会社及び旅客鉄道会社等（これらの法人に係る国共済法による指定法人を含む。）の被保険者については、次に掲げる保険料率を適用すること。

(1) 日本たばこ産業株式会社及びその指定法人 199.2/1000

(2) 旅客鉄道会社等及びその指定法人 200.9/1000

三 年金保険者たる共済組合による拠出金の納付

1 日本たばこ産業共済組合及び日本鉄道共済組合の組合員期間（以下「組合員期間」という。）に係る給付に要する費用の一部に充てるため、年金保険者たる共済組合は、厚生年金保険の管掌者たる政府に対して、拠出金を納付するものとする。

2 各年金保険者たる共済組合が納付する拠出金の額は、各年度の組合員期間に係る年金たる保険給付に要する費用（以下「拠出金算定対象額」という。）について、それぞれ当該各年度の標準報酬総額及び成熟度に応じて算定した額とすること。

3 年金保険者たる共済組合の拠出金に係る負担が過重なものとならないよう、厚生大臣が定める期間の各年度における拠出金算定対象額を平準化すること。

第三 国家公務員共済制度の適用対象の見直し

一 国家公務員共済制度の日本たばこ産業株式会社等に対する適用の見直し

日本たばこ産業株式会社、旅客鉄道会社等及び日本電信電話株式会社（以下「旧適用法人」という。）については、国家公務員共済組合制度を適用しないこととし、旧適用法人の共済組合の組合員は厚生年金保険の被保険者資格を取得するものとする。

二 日本たばこ産業共済組合、日本鉄道共済組合及び日本電信電話共済組合の存続及びその業務

1 旧適用法人の共済組合の存続

旧適用法人の共済組合は、次に掲げる業務（以下「特例業務」という。）を行うため、施行日以後も引き続き存続するものとする。

(1) 恩給公務員期間等の期間を有する者等に係る国共済法による長期給付を行うこと。

(2) 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「旧国家公務員共済組合法」という。）による年金を支給すること。

(3) 存続組合に帰属した権利及び義務の行使及び履行のために必要な業務を行うこと。

(4) その他これらに附帯する業務を行うこと。

2 存続組合の長期給付

存続組合が支給する長期給付の額は、旧適用法人の共済組合の組合員期間を基礎として計算した給付の額から、厚生年金保険法による保険給付の額を控除した額とすること。

三 健康保険組合の設立

旧適用法人の事業主は、それぞれ健康保険組合を設立するものとし、当該健康保険組合は旧適用法人の共済組合の短期給付事業に係る一切の権利義務を承継するものとする。

四 指定厚生年金基金の指定

1 厚生年金基金の指定

大蔵大臣は、存続組合の特例業務を行う厚生年金基金を指定することができるものとし、指定の時点で当該厚生年金基金は存続組合の一切の権利義務を承継し、存続組合は解散するものとする。

2 指定厚生年金基金の経理

1による指定を受けた厚生年金基金(以下「指定厚生年金基金」という。)は、特例業務に関する経理とその他の経理を区分して整理するものとする。

3 指定厚生年金基金の業務の特例

指定厚生年金基金は障害又は死亡を支給事由とする年金給付を行うことができるものとする。

五 存続組合の業務に係る費用の負担

存続組合の業務に係る費用の負担は、次に定めるところにより行うものとする。

1 存続組合が支給する国共済法による長期給付に要する費用

(1) 恩給公務員期間等に係る費用 事業主

(2) 昭和三十六年四月前の期間に係る公経済負担相当額 国庫

(3) その他の費用 事業主(指定法人を含む。)

2 存続組合が納付する積立金の額から、現有積立金の額を控除した額 事業主

3 存続組合が納付する国共済法による年金たる給付に係る額(厚生年金相当部分以外の部分に係る額に限る。)

(1) 恩給公務員期間等に係る費用 事業主

(2) 昭和三十六年四月前の期間に係る公経済負担相当額 国庫

(3) その他の費用 事業主(指定法人を含む。)

4 存続組合が支給する旧国家公務員共済組合法による給付に要する費用 事業主

5 事務費 事業主(指定法人を含む。)

第四 その他、改正事項に関して所要の規定整備を行うこと。